

入 札 説 明 書

令和6年度亀岡中部農地整備事業
余部・安町工区区画整理その1-2 工事

令和7年4月7日

農林水産省

近畿農政局亀岡中部農地整備事業所

「令和 6 年度亀岡中部農地整備事業 余部・安町工区区画整理その 1-2 工事」に係る入札公告（建設工事）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

なお、本入札に係る落札決定及び契約締結は、令和 7 年度予算が成立し予算示達がなされることを条件とするものである他、予算が成立した場合であっても、成立時期や内容によっては契約締結を行わない場合があることを条件とするものとする。

1 公 告 日 令和 7 年 3 月 24 日

2 契約担当官等 分任支出負担行為担当官
近畿農政局亀岡中部農地整備事業所長 川原 清文

3 担当部局 〒621-0805 京都府亀岡市安町野々神 3 1 - 5
近畿農政局亀岡中部農地整備事業所 工事第 2 係長 麻田 直毅
電話番号 0771-29-0260
E-mail naoki_asada860@maff.go.jp

4 工事概要

(1) 工 事 名 令和 6 年度亀岡中部農地整備事業 余部・安町工区区画整理その 1-2 工事

(2) 工事場所 京都府亀岡市余部町塞又及び久下佐伯地内

(3) 工事内容 別冊図面及び別冊仕様書のとおり。

(4) 工 期 令和 7 年 5 月 22 日から令和 8 年 1 月 26 日まで。(250 日間)(予定)

本工事は、工期の前に、建設資材や建設労働者などが確保できるよう余裕期間制度を活用する工事である。詳細は特別仕様書に示すとおりである。

(5) 本工事は、提出された競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易Ⅱ型）の適用工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

(6) 本工事は、品質・安全等の確保がされないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでいないかなどを厳格に調査する特別重点調査の試行工事である。

(7) 本工事は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（以下「予決令」という。）第 85

条に基づく調査基準価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回った価格をもって入札する者に対して、予決令第 86 条に規定する調査（以下、「低入札価格調査」という。）結果の公表及び、監督体制の強化等により品質確保等の対策を実施する工事である。

（８）本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して、施工確認段階等において監督職員が文書により受注者に改善を指示した場合、その回数に応じ以降の 1 年間近畿農政局管内直轄の別の新規工事における総合評価落札方式の評価点等を減ずる試行工事である。

（９）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後 V E 方式の対象工事である。

（10）本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

（11）本工事は、入札説明書の交付、申請書及び確認資料の提出及び受領に係わる確認及び入札について、原則として電子入札システム（以下「電子入札方式」という。）により行う対象工事である。ただし、電子入札方式によりがたい場合は、紙入札方式（持参に限る）の承諾に関する承諾願を提出し承諾を得た者は紙入札方式に代えることができる。

（12）本工事は、契約手続きにかかる書類の接受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

（13）本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

（14）本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。

（15）本工事は、週休 2 日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休 2 日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休 2 日制による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休 2 日相当の確保が難しいことが想定される場合には、監督職員と協議するものとする。

（16）本工事は、週休 2 日制工事の促進における履行実績取組証明書の発行を行う工事である。

（17）総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の適用

ア 本工事は、「総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）」（以下「本方式」という。）

の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等（共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等を含む）について合意するものとする。

イ 本方式の実施方式は、工事数量表の細別の単価に請負代金比率（落札金額を予定価格で除したもの）を乗じて得た各金額について合意する方式とする。

ウ 本方式の実施手続きは、「総価契約単価合意方式実施要領（包括的単価個別合意方式）」（平成 30 年 9 月 21 日付け 30 農振第 1860 号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知）及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説（包括的単価個別合意方式）」によるものとする。

(18) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(19) 本工事の施工にあたり、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

(20) 本工事の施工にあたり、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合、契約締結後、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

運搬費：建設機械の運搬費

準備費：抜開・除根・除草等

(21) 本工事は、情報通信技術（ＩＣＴ）の活用により、生産性の向上を図るため、受注者の発議により、起工測量、設計図書の精査、施工、出来形管理、出来形管理資料の作成等において、情報化施工技術を活用する工事である。

受注者は、契約後、施工計画書の提出までに発注者へ協議を行い、協議が整った場合に情報化施工技術を活用する施工を行うことができる。詳細については特別仕様書によるものとする。

5 競争参加資格

(1) 予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得てい

る者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 近畿農政局における令和 7・8 年度一般競争参加資格の定期受付において「土木工事」の申請を行い受理されている者で落札決定時までに「土木工事 C 等級」の認定がなされている者であること。(定期受付への申請が受け付けられたことを示す書類として、インターネット一元受付時に保存もしくは印刷した「受付票」を確認資料として提出すること。)

なお、落札決定時において「土木工事 C 等級」に認定されていない者が行った入札は、競争に参加する資格を有しない者が行った入札として「無効」とする。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿農政局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記(2)の再認定を受けた者を除く。

- (4) 施工実績

平成 22 年 4 月 1 日から申請書及び確認資料の提出期日（別表 1 ①に示す期限日）の前日までに元請けとして完成・引渡しが完了した、次の同種工事の施工実績を有すること。

ただし、経常建設共同企業体にあつては構成員のうち 1 社が同種工事の施工実績を有すること。なお、共同企業体としての施工実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。

なお、当該実績が各地方農政局（沖縄総合事務局を含む。）の発注した工事の場合は、工事成績評定表の評定点が 65 点以上のものに限る。

同種工事とは、「農地の区画整理工事もしくは農地開発(造成)工事、又はコンクリート開水路工事（二次製品含む）を施工した工事」とし、規模は問わない。

- (5) 配置予定の技術者の状況

ア 当該工事の施工に当たって、記載した配置予定技術者を変更できるのは、死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等、真にやむを得ない場合に限るものであり、他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができなくなったときは、直ちに申請書の提出を取下げ、又は入札の辞退を行わなければならない。これらの行為を行わない者については、「近畿農政局工事請負契約指名停止等措置要領」に基づく指名停止を行う。

なお、ここでの他の工事とは、本工事以外の工事のことを言う。

イ 平成 22 年 4 月 1 日から申請書及び確認資料の提出期限日（別表 1 ①に示す期限日）の前日までに元請として完成、引渡しが完了した上記(4)に示す同種工事の工事経験を有すること。なお、経常建設共同企業体にあつては、1 人の主任（監理）技術者が上記(4)に示す同種工事の工事経験を有すること。

また、当該経験が各地方農政局（沖縄総合事務局を含む。）の発注した工事である場合にあっては、工事成績評定表の評定点が 65 点未満のものを除く。

ウ 本工事に配置できる主任（監理）技術者を定めるものとする。なお、主任技術者等を専任で配置することが必要となる工事及び監理技術者の配置が必要となる工事は、建設業法第 26 条第 1 項、第 2 項及び政令第 27 条第 1 項の定めによる。

エ 主任技術者

（ア）建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ又はハの何れかに該当する者であること。

（1 級国家資格者、2 級国家資格者、実務経験者）

オ 監理技術者

（ア）建設業法第 15 条第 2 号イ又はハの何れかに該当する者であること。

（一級国家資格者、国土交通大臣特別認定者）

（イ）監理技術者資格者証を有する者であること。

ただし、監理技術者資格者証を平成 16 年 3 月 1 日以降に交付されている場合は、監理技術者講習（建設業法第 26 条第 4 項で定める国土交通大臣の登録を受けた講習）修了証も有する者であること。

カ 施工当時の従事役職が現場代理人・主任（監理）技術者以外の工事経験であっても記載することができる。

キ 共同企業体の構成員としての工事経験は、出資比率が 20% 以上の場合に限る。

ク 申請時において、他の工事に従事している場合は工事名、発注機関名、工期、従事役職、本工事と重複する場合の対応措置を記載すること。

なお、ここでの他の工事とは、本工事以外の工事のことを言う。

ケ 配置予定技術者が現場代理人・監理技術者・主任技術者を兼ねる場合はその旨を明記すること。

コ 配置予定の主任（監理）技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を確認することができる資料を求めることがあり、その確認がなされない場合は入札に参加できないことがある。なお、恒常的な雇用関係とは入札の申込み（競争参加資格確認申請時）の日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

（6）本工事に経常建設共同企業体として申請書を提出した場合、その構成員は単体として申請書を提出することはできない。

（7）申請書及び確認資料の提出期限の日から開札時までの期間に「近畿農政局工事請負契約指名停止等措置要領」（平成 15 年 9 月 1 日付け 15 近総第 408 号（理））に基づく指名停止を受けていないこと。

（8）本工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

ア 「本工事に係る設計業務等の受注者」とは、次に掲げる者である。

・内外エンジニアリング（株）

イ 「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の（ア）又

は（イ）に該当する者である。

（ア）当該受注者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者

（イ）建設業者の代表権を有する役員が、当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

（9）入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、近畿農政局競争契約入札心得第 4 条の 3 第 2 項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

（ア）子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

（イ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

（ア）一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（同条同項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

（a）会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

（b）会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

（c）会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役

（d）会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であつて、a から d までに掲げる者に準ずる者

（イ）一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場

合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同一視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(10) 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」(平成 19 年 12 月 7 日付け 19 経第 1314 号大臣官房経理課長通知) に基づき、警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(11) 以下に定める届出をしていない建設業者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。

ア 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 48 条の規定による届出

イ 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 27 条の規定による届出

ウ 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 7 条の規定による届出

(12) 京都府を営業区域とする本店、支店又は営業所等が、京都府南丹土木事務所管内にあるもの。経常建設共同企業体にあつては代表者の本店、支店又は営業所等が京都府を営業区域とし、京都府南丹土木事務所管内にあるもの。

なお、「営業区域」とは、近畿農政局競争参加資格申請時に登録した営業区域をさす。

6 競争参加資格の申請及び確認

(1) 本競争の参加希望者は、5 (1) から (12) までに掲げる競争参加資格を有することを証明するため技術資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。ただし、申請書及び確認資料の提出者が申請書及び確認資料の提出期限の日において 5 (2) の認定を受けていない者及び会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者も、技術資料を提出することができる。

この場合において、5 (1) 及び (4) から (12) までに掲げる事項を満たしているときは、落札決定の時ににおいて上記 5 (2) 及び (3) に掲げる事項を満たしていなければならない。

また、申請書及び確認資料の提出者が、本入札説明書を入札公告に示す交付期間、場所及び方法により交付を受けた事実が確認されない場合は、当該申請書及び確認資料を無効とし、競争参加資格なしとする。

(2) 上記 (1) の確認は、申請書及び確認資料の提出期限の日をもって行うものとする。ただし、上記 5 (7) の指名停止については、申請書及び確認資料の提出期限の日から競争参加資格の確認を行う日までのすべての期間について確認するものとする。

(3) 申請書及び確認資料の提出は次のア、イ及びウによるものとする。提出期間までに申請書

及び確認資料を提出しない者並びに分任支出負担行為担当官が競争参加資格が無いと認めた者は、当該競争に参加することができないものとする。

ア 提出期間：別表 1 ①に示す日時

イ 提出場所：〒621-0805 京都府亀岡市安町野々神 3 1 - 5

近畿農政局亀岡中部農地整備事業所 工事課

電 話：0771-29-0260

ウ その他

(ア) 申請書及び確認資料の提出は、電子入札方式により提出すること。ただし、発注者の承諾を得て、紙入札方式による場合は、提出場所へ持参又は郵送（郵便書留や宅配便など配達記録が残るものに限る）するものとする。

なお、提出部数は 1 部とする。

電子入札方式における資料の受領確認通知は、資料の受信を確認したものであり内容を確認したものではない。

(イ) 電子入札方式による場合のファイル形式は以下のいずれかの形式にて作成することとし、資料の総容量を 10MB 以内とする。総容量が 10MB を超える場合は、申請書及び確認資料のすべてを、提出期間内必着で郵送（郵便書留や宅配便など配達記録が残るものに限る）又は持参すること。郵送の際の送付先は上記（3）イの提出場所と同じ。ただし、郵送又は持参した場合でも「申請書」のみを電子入札方式により提出期間内に提出すること。

- ・ Microsoft Word
- ・ Microsoft Excel
- ・ PDF ファイル

Zip 形式又は Lzh 形式により圧縮（自己解凍形式は除く。）して送付することを認める。

なお、詳細は「農林水産省電子入札運用基準標準例」（電子入札センターホームページ：<https://www.maff-ebic.go.jp/menu.html>）による。

(4) 「申請書」は、別記様式により作成すること。

(5) 5（4）施工実績及び 5（5）施工経験の確認を行うにあたっては、政府調達に関する協定（平成 7 年条約第 23 号）を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあつては、我が国における同種の工事の施工実績をもって行う。

(6) 「確認資料」は次に従い作成すること。

作成する資料の内容は、下表のとおりとする。下表の 1）施工実績及び 2）配置予定技術者の状況の記載事項を証明する書類として、同種工事にかかる契約書（特別仕様書、工事数量表、図面等）の写し及び資格者証等の写しを提出すること。なお、契約書の写しは、工事名、契約金額、工期、発注者、受注者を確認できる部分のみでよい。ただし、財団法人建設情

報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」に登録されている場合は、同システムの写しを提出するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。

また、同種工事が地方農政局（沖縄総合事務局を含む。）の発注した工事である場合にあっては、当該工事にかかる工事成績評定通知書の写しを添付すること。

記載事項	内容に関する留意事項
1) 施工実績	5（4）に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を、別記様式2に記載する。
2) 配置予定技術者の状況	5（5）に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の資格及び同種工事の経験（下記14）の施工経験と同一の工事を優先して記載すれば1件でもよい。）を、別記様式3－1に記載する。 なお、配置予定の技術者は、一つの工事に複数の候補技術者を配置予定とすること（この場合、資格等の評価が低い者で審査する。）、また同一の技術者を重複して複数工事に配置予定とすることは差し支えないものとする。 ただし、競争参加申請時に同一の技術者を重複して複数工事に配置予定とする場合等は、他の工事への申請状況を別記様式3－3に記載する。また、他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができなくなったときは、直ちに競争参加資格の確認申請の取下げ又は入札の辞退を行わなければならない。これらの行為を行わず入札した者については、指名停止等措置要領に基づく指名停止を行う場合がある。 なお、ここでの他の工事とは、本工事以外の工事のことを言う。 同種工事の経験は、着手から竣工までの一貫した経験を原則とする。これ以外の場合、同種工事（上記1）と同様。）で定義する工程を配置予定技術者が担当したことを証するため、工程表など配置予定技術者の経験を判断できる資料を提出すること。 本工事の施工にあたり、配置予定技術者の専任（専任要否含む。）は、建設業法第26条第1項、第2項及び政令第27条第1項の定めによるものとし、記載した配置予定技術者を変更できるのは、死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等、真にやむを得ない場合に限る。 直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する資料として、監理技術者資格証（表と裏）又は健康保険被保険者証等の写しを提出すること。 7（1）イの評価項目のうち、配置予定技術者の資格取得後の経験年数は、一級、二級の区別なく、土木施工管理技士の資格取得後の経験年数を評価するため、二級の資格取得後に一級の資格を取得している場合は、二級の資格を証明できる資料の写しを提出すること。ただし、一級の資格のみで5年以上となる場合は省略できる。

	落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。
3－1) 優良工事表彰実績（企業）	農業農村整備等全国直轄工事（令和4年度～6年度（表彰を受けた年度））において、大臣・農村振興局長表彰を、近畿農政局管内直轄工事（令和4年度～6年度（表彰を受けた年度））において近畿農政局長、近畿農政局管内事業（務）所長の優良工事表彰を受賞している場合には、表彰状の写しを提出すること。（複数ある場合には評価点の最も高いもの1件でよい）
3－2) 表彰実績（企業）	農業農村整備等全国直轄工事（令和4年度～6年度（表彰を受けた年度））において、農業農村工学会が認定する「全国土地改良工事等学術技術最優秀賞」を受賞している場合には、表彰状の写しを提出すること。
4) 工事成績評定（企業）	農業農村整備等全国直轄工事（令和4年度～6年度（完成した年度））において、請負工事すべての工事成績評定通知書を提出すること。 なお、意図的に工事成績評定通知書を提出しない場合には、虚偽の申請を行ったものとする場合がある。
5) 地域精通度	当該工事実施地域内（京都府亀岡市）に本社（本店）を有していること、又は京都府発注の農業農村整備工事に係る優良工事表彰実績（知事・部長／令和4年度～令和6年度（表彰を受けた年度））がある場合は証する資料を提出すること。
6－1) 地域貢献活動への支援（農業農村整備事業関連の継続的な支援活動）管内	近畿農政局管内（令和4年度～6年度）において、優良工事表彰における地域貢献活動の表彰実績がある場合には表彰状の写しを提出すること。（優良工事表彰における地域貢献活動の表彰実績の対象は、近畿農政局のホームページ掲載の「近畿農政局所管農業農村整備事業等優良工事等の請負者等の表彰のうち地域貢献活動にかかる応募要領」を参照 https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/seikei/hyosho/2022boshu.html） 近畿農政局管内（令和4年度～6年度）において、次の地域貢献活動で企業が開催、共催、または協賛等で参画した実績がある場合には、継続的な活動実績を証する資料を提出すること。ただし、添付する資料は主催者等からの証明書類（感謝状、証明書等）のみでよく、その他資料は省略可能とする。 また、全ての実績資料を添付する必要はなく、過去3年間での年1回以上の連続した2ヵ年以上の地域貢献活動（管内であれば同一地域に限らない）の実績がわかる資料を提出することで足りる。詳細については別紙Cに記載のとおり。

	① 農地・農業用水等の資源保全 ② 農村環境保全 ③ 造成施設の保全管理 ④ 住民参加型直営施工の支援 ⑤ 荒廃農地解消活動 ⑥ 農村地域防災活動の支援 ⑦ その他農村地域の振興に寄与する活動
6－2) 地域貢献活動への支援（地域農産物消費拡大等活動）管内	近畿農政局管内（令和6年度）において、地域農産物の消費拡大として生産から流通、消費等の各段階で、企業の自発的取組又は第三者との連携による活動実績がある場合には、活動実績を証明する資料を提出すること。ただし、無償によるものに限る。 詳細については、別紙Cに記載のとおり。
6－3) 地域への貢献（災害協定）管内	国、地方公共団体、特殊法人、土地改良区等と申請書提出期限の日において、土地改良施設等を対象とした災害協定の締結がある場合には、協定の締結を証する資料を提出すること。
6－4) 地域への貢献（災害活動実績）管内	令和4年度～6年度において災害活動実績がある場合には、活動実績を証する資料を提出すること。（災害協定の締結の有無を問わない。土地改良施設等以外も対象。） また、国及び地方公共団体の除雪作業（通常時含む）、及び家畜防疫活動（防疫協定の有無を問わない。）についても活動実績を証する資料を提出すること。
7) 公告時点での管内直轄工事の契約件数（契約金額（税込み）4千万円以上を対象）	近畿農政局管内直轄工事を契約した件数（公告開始日時点）を記載すること。 なお、受注実績及び受注額を証するため、工事請負契約書（当初）の写しを提出すること。
8) 週休2日制の履行実績	近畿農政局管内直轄工事（令和6年度（通知を受けた年度））において、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書の通知を受けている場合は、証明書の写しを提出すること。 共同企業体にあつては、構成員のいずれかが証明書の通知を受けていれば評価する。
9) ワーク・ライフ・バランス等推進	ワーク・ライフ・バランス等推進にかかる認定の取得状況を確認するため、申請書に加えて、別添様式1又は様式2を提出すること。 認定通知書の写しまたは行動計画届出書の写しを添付すること。（外国法人については、内閣府による認定等相当確認通知書の写しにより確認する。）
10) 賃上げの実施を表明した企業等	評価項目「賃上げの実施を表明した企業等」で加点を希望する入札参加者は、別紙様式1の「従業員への賃金引上げ計画の表明書」（以下「表明書」という。）を提出すること。なお、共同企業体を加

	点を受けるには各構成員による表明が必要である。 本項目で加点を受けた契約の相手方に対しては、契約の相手方が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、契約の相手方の事業年度等が終了した後、契約担当官等が確認を行うため、別紙様式2の1又は別紙様式2の2の「従業員への賃金引上げ実績整理表」とその添付書類として「法人事業概況説明書」（別紙様式3）又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（別紙様式4）の提出を求める。 具体的には、事業年度単位での賃上げを表明した場合においては、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」（別紙様式3）の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額（以下「合計額」という。）を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較することにより行うこととする。中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、事業年度単位の場合は別紙様式3の「合計額」とする。 また、暦年単位での賃上げを表明した場合は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（別紙様式4）の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「④俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較することとする。中小企業等にあつては、上記の比較すべき金額は、暦年単位の場合は別紙様式4の「支払金額」とする。 上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士または公認会計士等の第三者により、上記基準と同等に賃上げ実績を確認した旨の書類等が提出された場合には、このことをもって上記書類による賃上げ実績の確認に代えることができる。この場合の提出方法、考え方及び具体的な例は別紙様式5のとおりである。 なお、上記の確認を行った結果、契約の相手方の賃上げが賃上げ基準に達していない場合、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は上記の書類が提出されない場合は、別途、契約担当官等が通知する減点措置開始の日から1年間、総合評価落札方式による入札に参加する場合には、減点を行う。 共同企業体の場合に、実績確認において構成員の一部又は全部の者が未達成となった場合、その後の減点措置は当該共同企業体、未達成となった構成員である企業及び未達成となった企業を構成員に含む共同企業体に対して行う。 減点の割合は、当該入札における加点に1点を加えた点を減点するものとする。 経年的に本評価項目によって加点を受けようとする場合、事業年
--	--

	度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることのないよう、賃上げ表明を行う期間は、前年度等に加点を受けるために表明した期間と重ならない期間とすること。											
11) 情報化施工技術の活用	4 (21) に記載している情報化施工技術を活用する意思がある場合は、活用する技術の種類、適用する工種及び作業内容等を別記様式 2 に記載する。											
12) 不正又は不誠実な行為等	不正又は不誠実な行為等により、下表の措置対象を受けた者について、該当する対象期間に基準日が含まれる場合、減点対象とする。 <table border="1"> <tr> <td>基準日</td><td>競争参加資格申請書の提出期限日</td></tr> <tr> <td>措置対象</td><td>営業停止（国交省、都道府県知事） 指名停止、文書注意（管内直轄）</td></tr> <tr> <td rowspan="4">対象期間</td><td>文書注意の場合、発出日から 2 ヶ月間</td></tr> <tr> <td>指名停止 3 ヶ月未満の場合、措置終了後 3 ヶ月間</td></tr> <tr> <td>指名停止 3 ヶ月以上 6 ヶ月未満の場合、措置終了後 6 ヶ月間</td></tr> <tr> <td>指名停止 6 ヶ月以上の場合、措置終了後 12 ヶ月間</td></tr> <tr> <td></td><td>営業停止 措置終了後 12 ヶ月間</td></tr> </table> マイナス評価期間（上表の対象期間）中に再度措置（同一の行為により、営業停止、指名停止を措置された場合を含む）された場合は、後発の措置終了の日と比較して長期となる期間をマイナス評価期間とする。 文書注意とは、事業所等の長から法令遵守等の違反で文書により注意があった場合とする。	基準日	競争参加資格申請書の提出期限日	措置対象	営業停止（国交省、都道府県知事） 指名停止、文書注意（管内直轄）	対象期間	文書注意の場合、発出日から 2 ヶ月間	指名停止 3 ヶ月未満の場合、措置終了後 3 ヶ月間	指名停止 3 ヶ月以上 6 ヶ月未満の場合、措置終了後 6 ヶ月間	指名停止 6 ヶ月以上の場合、措置終了後 12 ヶ月間		営業停止 措置終了後 12 ヶ月間
基準日	競争参加資格申請書の提出期限日											
措置対象	営業停止（国交省、都道府県知事） 指名停止、文書注意（管内直轄）											
対象期間	文書注意の場合、発出日から 2 ヶ月間											
	指名停止 3 ヶ月未満の場合、措置終了後 3 ヶ月間											
	指名停止 3 ヶ月以上 6 ヶ月未満の場合、措置終了後 6 ヶ月間											
	指名停止 6 ヶ月以上の場合、措置終了後 12 ヶ月間											
	営業停止 措置終了後 12 ヶ月間											
13) 配置予定技術者が併せ持つ資格	7 (1) イに示す資格を取得している場合は、それらを証明できる資料の写しを提出すること。											
14) 工事の施工経験	近畿農政局管内（平成 27 年 4 月 1 日から申請書及び確認資料の提出期限日（別表 1 ①に示す期限日）の前日（完成した日））において、主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者として 7 (1) イに記載の工事の経験がある場合は、別記様式 3 - 2 に記載する。ただし、上記 2）と同様であれば省略できる。 施工経験とは、着手から竣工までの一貫した経験を原則とする。これ以外の場合、7 (1) イの表中に記載の工事の施工経験において定義する工種、構造及び施工規模を配置予定技術者が担当したことを証するため、工程表など配置予定技術者の経験を判断できる資料を提出すること。											

15-1) 優良工事表彰実績 (技術者)	上記 3-1) の表彰状の写しを提出すること。(主任(監理)技術者・現場代理人・担当技術者として契約工期の 2/3 以上又は 1 年以上従事した工事に限る。)なお、受賞工事に配置予定技術者が従事していたことを証するため、CORINS の写し等を提出すること。
15-2) 表彰実績(技術者)	農業農村整備等全国直轄工事(令和 4 年度～6 年度(表彰を受けた年度)、主任(監理)技術者・現場代理人・担当技術者として契約工期の 2/3 以上又は 1 年以上従事した工事に限る。)において、農業農村工学会が認定する「全国土地改良工事等学術技術最優秀賞」を受賞(複数ある場合には最上位の 1 件でよい)している場合には、表彰状の写しを提出すること。 なお、受賞工事に配置予定技術者が従事していたことを証するため、CORINS の写し等を提出すること。
16) 継続教育への取り組み状況	次の継続教育について、令和 5 年度の取得ポイントがある場合には、それを証する証明書(印なしは認めない)の写しを提出すること。 ・農業土木 C P D ・土木施工管理技士 C P D S 等

(7) 競争参加資格の確認の結果は、別表 1 ③に示す期日までに通知するが、競争参加資格の確認を行った日の翌日から開札の時までの期間に、競争参加資格があると認めた者が指名停止措置要領に基づく指名停止を受けた場合、競争参加資格の確認の通知を取り消し、競争参加資格がないと認めたことを通知する。

(8) 上記(7)の競争参加資格確認通知は、電子入札システム(紙入札者に対しては書面で通知)で行うこととする。

(9) 競争参加資格確認通知後に競争参加資格があると認められた者が入札を辞退または行わなかった場合、別冊入札心得に示すとおり申し出なければならない。

また、入札辞退届とは別に辞退理由を別記様式 8 により、上記 3 に記載の担当部局へ別表 1 ⑦に示す日時までに電子メールにて提出する。(場合によっては、持参又は郵送による提出も可。)

(10) その他

ア 申請書及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 分任支出負担行為担当官は、提出された申請書及び確認資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書及び確認資料は返却しない。

エ 提出期限以降における申請書又は確認資料の差替え及び再提出は特別な理由がない限り

認めない。

オ 申請書に虚偽の記載をした場合は、申請書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

カ 申請書及び確認資料に関する問い合わせ先
上記（３）イに同じ。

7 総合評価落札方式に関する事項

（１）評価の基準

ア 施工体制評価点 30点

評価項目	評価基準	評価点
品質確保の実効性	工事の品質管理に関する適切な体制が十分確保され、入札説明書に記載された要求要件及び技術提案の品質がより確実に実現できると認められる場合	15
	工事の品質管理に関する適切な体制が概ね確保され、入札説明書に記載された要求要件及び技術提案の品質が実現できると認められる場合	5
	その他	0
施工体制確保の確実性	工事の確実な実施に必要な材料調達及び人員確保等の施工体制が十分確保され、入札説明書に記載された要求要件及び技術提案をより確実に実現できると認められる場合	15
	工事の確実な実施に必要な材料調達及び人員確保等の施工体制が概ね確保され、入札説明書に記載された要求要件及び技術提案を実現できると認められる場合	5
	その他	0

イ 加算点（企業評価・技術者評価） 30点

評価項目	評価基準	評価点
【企業評価】		
優良工事表彰実績（地域貢献活動表彰を除く ※3 農業農村整備事業等直轄／過去3年	大臣、農村振興局長（全国：地方農政局、北海道開発局及び沖縄総合事務局） ※2	2.0
	近畿農政局長（管内） ※2	1.0
	事業（務）所長（管内） ※2	0.5
表彰実績 ※3 全国直轄（地方農政局、北海道開発局及び沖縄総合事務局）／過	公益社団法人農業農村工学会が認定する全国土地改良工事等学術技術最優秀賞	1.0

去 3 年間		
工事成績評定（平均点） ※ 3 農業農村整備事業等全国直轄 （地方農政局及び沖縄総合事務局）／過去 3 年間	80 点以上	2.0
	75 点以上 80 点未満	1.0
地域精通度 ※ 3	当該工事実施地域内（京都府亀岡市）に本社（本店）を有していること、又は京都府発注の農業農村整備工事に係る優良工事表彰実績（知事・部長／令和 4 年度～令和 6 年度（表彰を受けた年度））がある場合は証する資料を提出すること。	1.0
地域への貢献、地域貢献活動への支援（農業農村整備事業関連の継続的な支援活動） ※ 5 (1) （右に示す活動。無償に限る。） 管内／過去 3 年間	優良工事表彰における地域貢献活動の表彰実績有り（直轄） ※ 2	2.0
	管内における農地・農業用水等の資源保全、造成施設の保全管理、農村環境保全、住民参加型直営施工、荒廃農地解消活動、農村地域防災活動等に対して企業としての継続的な支援実績 ※ 2	1.0
地域への貢献、地域貢献活動への支援（地域農産物消費拡大等活動） （右に示す活動。無償に限る） 管内／前年	優良工事表彰における地域貢献活動の表彰実績有り（直轄）	2.0
	会社の自発的取組であって、かつ第三者との連携した活動実績 ※ 6	1.0
	会社の自発的取組 ※ 6	0.5
地域への貢献、地域貢献活動への支援（災害協定） 管内	近畿農政局亀岡中部農地整備事業所との災害協定の締結有り（所属する建設協会等が協定を締結する場合を含む。申請書提出期限の日において締結を行っているもの） ※ 2	2.0
	土地改良施設等を対象とした国、地方公共団体、特殊法人、土地改良区等との災害協定の締結有り（所属する建設協会等が協定を締結する場合を含む。申請書提出期限の日において締結を行っているもの）	1.0
地域への貢献、地域貢献活動への支援（災害活動実績）	災害協定に基づく災害活動実績有り（除雪作業は含まない） ※ 2	1.0

(有償・無償を問わない) 管内／過去3年間	災害協定に基づかない災害活動実績 国及び地方公共団体の除雪作業（通常時も含む） 家畜防疫活動実績（防疫協定の有無を問わない）※2	0.5
当該地域内での施工実績 過去3年間	当該工事実施地域内（受益市町村内）等での農業農村整備関係部門（国営、都道府県営、団体営）工事の施工実績あり。 ※受益市町村：京都府亀岡市	2.0
公告時点での管内直轄工事の契約件数 （契約金額（税込み）4千万円以上を対象）	0件	3.0
	1件	1.0
	2件以上	0.0
週休2日制の履行実績 管内直轄／過去1年間	「週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書」の通知を受けた実績あり	1.0
ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況等	次に掲げるいずれかの認定等を受けている。 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号（以下「女性活躍推進法」という。））に基づく認定（えるぼし・プラチナえるぼし認定企業等）※4(1) ・次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号（以下「次世代法」という。））に基づく認定（くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん認定企業）※4(2) ・青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号（以下「若者雇用促進法」という。））に基づく認定（ユースエール認定企業）※4(3)	0.5
賃上げの実施を表明した企業等 ※7	令和7年4月以降に開始する最初の事業年度又は令和7年（暦年）において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】	2.0
	令和7年4月以降に開始する最初の事業年度又は令和7年（暦年）において、対前年度又は前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、	

	従業員に表明していること【中小企業等】	
情報化施工技術の活用	当該工事においてUAVを用いた出来形管理技術、TLSを用いた出来形管理技術、又はMC/MGガイダンスによるICT建設機械施工技術のいずれかを活用する希望あり。	1.0
不正又は不誠実な行為等 管内直轄 ※1	営業停止（国交省、都道府県知事）、指名停止、文書注意（管内直轄）の履歴有り。	-2.0
【技術者評価】		
配置予定技術者の資格取得後の 経験年数	1級又は2級土木施工管理技士：5年以上	1.0
配置予定技術者の保有資格	技術士（建設部門、農業部門：農業土木又は農業農村工学、森林部門：森林土木、水産部門：水産土木、又は総合技術監理部門（建設部門、農業部門：農業土木又は農業農村工学、森林部門：森林土木、水産部門：水産土木））、農業土木技術管理士、畑地かんがい技士、コンクリート主任技士、コンクリート技士等	1.0
工事の施工経験 ※3 管内 主任（監理）技術者、現場代理人、 担当技術者としての従事を評価	過去3年間 下記工事以上の施工実績有り。 「農地の区画整理工事もしくは農地開発（造成）工事で面積A=2.5ha以上、またはコンクリート開水路（二次製品含む）工事で高390mm×幅480mm（UF-450）相当以上を延長L=300m以上施工した工事」※2 （区画面積とは、作付面積（水張面積）に畦畔面積を加えたもので、道路、水路敷地を含まない。）	2.0
	過去10年間 上記工事以上の施工実績有り。 ※2	1.0
優良工事表彰実績 ※3 農業農村整備事業等直轄／過去 3年間 主任（監理）技術者、現場代理人、 担当技術者としての従事を評価	大臣、農村振興局長（全国：地方農政局、北海道開発局及び沖縄総合事務局）※2	2.0
	近畿農政局長（管内）※2	1.0
	事業（務）所長（管内）※2	0.5

表彰実績 ※3 全国直轄（地方農政局、北海道開発局及び沖縄総合事務局）／過去3年間 主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者としての従事を評価	公益社団法人農業農村工学会が認定する全国土地改良工事等学術技術最優秀賞（表彰を受けた年度）	1.0
当該地域内での施工実績※3 過去3年間 主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者としての従事を評価	当該工事実施地域内（受益市町村内）等での農業農村整備関係部門（国営、都道府県営、団体営）工事の施工実績有り。 ※当該地域：京都府亀岡市	2.0
継続教育（CPD）への取り組み状況 ※2、※5(2)	農業農村整備に関する継続教育【公益社団法人農業農村工学会の証明】の令和5年度取得ポイント証明（15ポイント以上）有り	2.0
	上記以外の建設系 CPD 協議会に加盟する機関が発行する継続教育の令和5年度取得ポイント証明（合計15ポイント以上）有り	1.0

※1 共同企業体については、構成員のいずれかが評価基準に該当する場合、評価点にマイナス2点を加算する。

※2 評価基準が複数ある評価項目において、複数該当する場合は評価点が高い項目で評価する。

※3 評価の対象から除外する工事

企業及び技術者の工事实績の評価の対象から除外する工事は、当該工事に係る取引において、当該事業者又は当該事業者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者が行った入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）、刑法（明治40年法律第45号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）又は国家公務員法（昭和22年法律第120号）に違反した行為が認められた工事とする。

※4 ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況等

- (1) 女性活躍推進法第9条又は第12条の規定に基づく認定を受けている企業（第9条に関するものに対しては、労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）、同法第8条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定している企業（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。）をいう。
- (2) 次世代法第13条又は第15条の2の規定に基づく認定を受けている企業。
- (3) 若者雇用促進法第15条の規定に基づく認定を受けている企業。

※5 緊急事態宣言が発動された年の措置

- (1) 緊急事態宣言が発動された年は「継続的な活動実績」の対象期間から除外し、「緊急事態宣言が発動された年を除く過去3年間」に読み替えることができる。
- (2) 緊急事態宣言が発動されたことにより CPD 取得に影響が生じたと判断される場合は、

「緊急事態宣言が発動された年を除く過去3年間」に読み替えることができる。

※6 地域農産物消費拡大等活動の具体的事例

地域農産物消費拡大等活動における会社の自発的取組又は第三者との連携した活動の具体的な取組事例は、別紙Cに記載のとおり。

※7 賃上げの実施を表明した企業等

大企業又は中小企業等のどちらに該当するかは、中小企業等は法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者（ただし、同条第6項に該当する者は除く。）とし、大企業は中小企業等以外の者とする。

(2) 総合評価の方法

ア 「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点」の最高点を30点とする。

イ 「施工体制評価点」の算出方法は、上記(1)アの評価基準に応じ、施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）の評価を行い、「施工体制評価点」を与える。

ウ 「加算点」の算出方法は、上記(1)イの評価項目（企業評価、技術者評価）について評価した結果、得られた「評価点数の合計値」に、加算点の最高点30点を評価点数の最高点（満点）33.5点で除した値を乗じて求められる点数を「加算点」として与える。

{加算点=評価点数の合計値×(加算点の最高点30点/評価点数の最高点33.5点)}

エ 価格と価格以外の要素を総合的に評価する施工体制確認型総合評価落札方式(簡易Ⅱ型)は、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内での入札参加者の「標準点」と「施工体制評価点」及び「加算点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値（{標準点+施工体制評価点+加算点}/入札価格、以下「評価値」という）により行う。

オ 「企業評価」、「技術者評価」について複数の候補者の記載がある場合は評価の低いもので評価するものとする。

カ 「施工体制評価点」の評価結果が低い者に対しては、「施工体制評価点」の得点割合に応じて「加算点」についても減じる措置を行う。

(3) 落札者の決定方法

ア 入札参加者の「評価値」の最も高い者を落札者とする。

なお、落札の条件は、次のとおりとする。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(イ) 「評価値」が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）を下回らないこと。

ただし、落札者となるべき者の「入札価格」によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、落札の条件(ア)及び(イ)を満たす者かつ適切な「入札価格」と考えられる入札をした者のうちから、「評価値」の最も高い者を落札者とすることがある。

イ 上記アにおいて、評価値の最も高い者が2人以上ある場合は、当該者にくじを引かせて

落札者を決定する。

ウ 落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を行うものとする。(別紙A参照のこと。)

(4) 評価内容の担保

受注者が、4 (21) の情報化技術の活用を希望する旨を申請したにもかかわらず、受注者の責により履行されなかったと判断された場合は、工事成績評定から3点を減ずるものとする。

8 施工体制確認のためのヒアリングの実施及び追加資料の提出

(1) 施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）について、どのように施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをしたすべての入札参加者に対して、開札後速やかにヒアリングを実施する。

なお、入札参加者の申込みに係る価格（VE提案の内容に基づく施工を行うことによりコスト削減の達成が可能となること及びその削減金額を下記（3）の資料において明らかにしたときは、コスト削減金額として近畿農政局長が認めた金額を当該入札参加者の申込みに係る価格に加えた価格）が品質確保のための体制その他の体制が著しく確保されないおそれがある価格（予定価格の算定の前提とした各費用の項目毎の金額に、直接工事費については90%、共通仮設費については80%、現場管理費については80%、一般管理費等については30%をそれぞれ乗じて得た金額の合計に100分の110を乗じて得た金額をいう。）に満たない場合は、審査を特に重点的に行う。

(2) ヒアリングに関する連絡

ヒアリングの日時・場所等詳細については、開札の後、別表1⑥に示す日時までに入札参加者あてに連絡する。

なお、予定価格を超過した入札参加者には連絡は行わない。

(3) ヒアリングに関する資料

ア 入札参加者のうち、その申込みに係る価格が調査基準価格（別紙Bを参照のこと。）に満たない者の他、施工体制が必ずしも十分に確保されないと認められる事情がある者に対しては、ヒアリングのための追加資料（追加資料様式1～様式11）の提出を求める。（ただし、様式11はコスト削減を申し出る者のみとする。）

追加資料を提出すべき旨の連絡は、上記（2）の連絡の際に併せて連絡するものとし、その提出は、別表1⑦に示す日時までに行うものとする。

また、調査基準価格以上であっても、応札額の内訳が予定価格の内訳の一定割合以下の場合には、必要に応じて追加資料の提出を求め施工体制を確認する場合がある。

なお、調査基準価格（別紙Bを参照のこと。）に満たないものに対しては、開札の後、速やかに追加資料の提出に対する意向の確認を求める場合がある。この際に、追加資料の提

出の意向のない者については、開札の後、追加資料の提出を行わない旨を下記により書面（別記様式9）にて提出するものとする。なお、追加資料を提出しない理由により、不利益な取扱いを受けることはない。

（ア）提出期限：別表1⑧に示す日時まで

（イ）提出場所：上記6（3）イに同じ

（ウ）提出方法：原則として電子メールにて提出する。（場合によっては、持参又は郵送による提出も可。）

上記により追加資料の提出を行わない旨の提出があった者については、入札を無効として取り扱うものとする。

イ 入札参加者のうち、申し込みに係る価格が調査基準価格以上の者については、「施工体制確認票（別記様式10）」の提出を求め、それをもってヒアリングに代えることがある。

その提出は、別表1⑨に示す日時までに行うものとし、詳細については、上記（2）の連絡の際に併せて連絡する。

（4）その他

追加資料の修正及び再提出は認めない。

また、その記載内容が適正でない（未記載、未定を含む）場合は、入札を無効とする。

ヒアリングへの出席者には、配置予定技術者を必ず含めるものとし、資料の説明が可能な者をあわせ、最大で3名以内とすること。上記（3）の手続きを行わずに追加資料の提出を行わない場合又はヒアリングに応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。

ヒアリングの結果、「施工体制評価点」の評価結果が低い者に対しては、「施工体制評価点」の得点割合に応じて、「加算点」を減じる措置を行う。

（計算式：施工体制評価後の加算点＝審査の結果得られた施工体制評価点／30点×加算点）

9 入札説明書に対する質問

（1）この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（現場説明書の別紙様式5（Microsoft Excel））により提出すること。ただし、見積条件等に関する質問は除く。

ア 提出期間：別表1②に示す日時

イ 提出場所：上記3の担当部局に同じ

ウ その他：電子メールにより提出するものとし、受信確認の返信メールをもって質問を受領したものとみなす。その他の方法によるものは受け付けない。

エ 回答方法：申請書の提出期限日までに電子入札システム（紙入札者に対しては電子メール）により行う。

（2）見積条件等に関する質問は、6（7）に示す競争参加資格の確認通知後に受け付けるものとし、提出方法は電子入札システム（紙入札者に対しては書面）により別途通知する。

10 苦情申立て

- (1) 6 (7) の競争参加資格の確認の結果通知により競争参加資格がないと認められた者は、分任支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、通知を受けた日の翌日から起算して7日（行政機関の休日を除く。）以内に書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所：3の担当部局に同じ

イ 提出時間：行政機関の休日を除く毎日午前9時から12時、午後1時から午後5時まで。

- (2) 分任支出負担行為担当官は、前記の説明を求められたときは、説明を求める書面を受け取った日から7日（行政機関の休日を除く。）以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

11 再苦情申立て

- (1) 上記10(2)の回答において、競争参加資格がないと認めた理由に不服がある者は、上記10(2)の回答書を受け取った日から7日（行政機関の休日を除く）以内に、書面により近畿農政局長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。

再苦情申立てについては近畿農政局入札等監視委員会が審議を行う。

- (2) 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間

ア 受付窓口：近畿農政局総務課監査官

〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町

TEL：075-451-9166

イ 受付時間：午前9時から12時、午後1時から5時まで

- (3) 再苦情申立てに関する手続き等を示した書類等の入手先：上記(2)に同じ

12 入札の執行

- (1) 入札、開札の日時、場所及び提出方法

ア 入札（開札）日時：別表1⑤に示す日時

イ 入札（開札）場所：近畿農政局亀岡中部農地整備事業所 会議室

ただし、電子入札方式による入札業者のみの場合は「近畿農政局入札室」を入札（開札）場所とする。

ウ 提出方法：受付期間内に電子入札方式により提出すること。

ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参すること。

電子入札方式による入札の締め切りは、別表1④に示す日時

紙入札方式による同締め切りは、別表1⑤に示す日時とし、上記ア、イに持参により提出する。

- (2) 第1回の入札に際しては、入札参加者に工事費内訳書の提出を求める。

ア 工事費内訳書の提出方法

入札参加者は、押印（電子入札方式により工事費内訳書を提出する場合を除く。）及び記名を行った工事費内訳書を提出しなければならない、契約担当官又は支出負担行為担当官（分任官、代理官、及びこれらの者の補助者を含む。）が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。

また、工事費内訳書が別表各項に掲げる場合に該当するものについては、近畿農政局競争契約入札心得第7条第11号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。

(別表)

1 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む）	(1)	工事費内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	工事費内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事の工事費内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	工事費内訳書に押印が欠けている場合（電子入札方式により工事費内訳書が提出される場合を除く。）
	(6)	工事費内訳書が特定できない場合
	(7)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書又は指名通知書に指示された項目を満たしていない場合
3 添付すべきでない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の工事費内訳書が添付されている場合
4 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注案件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	工事費内訳書の合計金額が入札金額と異なる場合
5 その他未提出又は不備がある場合		

(ア) 電子入札方式の場合

工事費内訳書は、農林水産省電子入札システムのホームページからダウンロードした工事費内訳書作成ツールを用い、同ホームページからダウンロードした当該工事の工事費内訳書雛形データにより作成するものとする。提出は、第1回の入札時に電子入札方式により送信すること。その他の方法によるものは受け付けない。

(イ) 紙入札方式の場合

工事費内訳書は、農林水産省電子入札システムのホームページからダウンロードした

工事費内訳書作成ツールを用い、競争参加資格の確認通知とともに交付した資料の中の工事費内訳書雛形の様式で作成するものとし、第1回の入札時に提出（CD-R＋紙）すること。その他の方法によるものは受け付けない。

イ 工事費内訳書は、返却しない。

また、工事費内訳書を、必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

（3）入札執行回数は、原則として、2回を限度とする。

ア 入札方法

原則として電子入札方式で行う。ただし、電子入札方式によりがたい者であって、紙入札方式の承諾に関する承諾願を提出し承諾を得た者は紙入札方式に変えることができる。

また、紙入札方式の承諾を得た場合において持参による入札を認める。

郵送又はFAXによる入札は、認めない。

入札書を持参する場合は、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状も持参すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札方式、紙入札方式により混雑する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から30分後には発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。再開処理に時間を要し、予定時間を超えるようであれば発注者から連絡する。

（4）同一技術者を複数工事に配置した場合の落札決定について

施工体制確認型総合評価落札方式及び特別重点調査の対象工事においては、入札後に施工体制及び特別重点調査のヒアリングを経て落札者決定を行うこととなり、同一の技術者を重複して複数工事に配置予定している場合の落札者の決定等については、次により行う。

ア 入札後のヒアリングに伴う入札保留期間中に他の工事への入札参加は認める。

イ 最初に落札者となった工事（開札状況等により開札順とならない場合がある。）と契約締結する。

ウ それ以降の工事については、配置予定技術者を配置することができなくなったときは、入札無効及び入札辞退とする。（入札済みのものは発注者側にて入札無効として扱い、入札前のものは入札参加者より入札辞退を行う。ただし、入札済みでかつ近畿農政局管内直轄工事以外の工事を受注したことにより配置予定技術者を配置することができなくなった場合はその旨発注者側に申し出るものとする。なお、入札辞退を行わず入札した者については、指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うものとする。）

13 入札の無効

本公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

また無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時に於いて上記 5 に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

14 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除。

(2) 契約保証金 納付。

額は請負代金額の 10 分の 1 以上（保管金の取扱店 日本銀行京都支店）

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。

ア 利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行京都支店）

イ 金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証。（取扱官庁 近畿農政局亀岡中部農地整備事業所）

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

15 支払条件

別冊契約書（案）のとおり

16 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 手続における交渉の有無 無。

(3) 契約書作成の要否 要。

(4) 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS 等により配置予定主任（監理）技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更は認められない。

(5) 配置予定技術者の専任期間

配置予定技術者の専任（専任要否含む）にあつては、建設業法第 26 条第 1 項、第 2 項及び

政令第 27 条第 1 項の定めによるものとする。専任で配置する場合の配置予定技術者の工事現場への専任期間は契約工期を基本とするが、次に掲げる期間については配置予定技術者の工事現場への専任は要しない。ただし、いずれの場合も、設計図書もしくは打合せ簿等の書面により明確にするものとする。

ア 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）。現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定めるものとする。

イ 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査、かんがい期の通水等により、工事を全面的に一時中止している期間。

ウ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベータ、発電機・配電盤の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間。また、工事の工場製作過程においても工事全般を適正に施工するため監理技術者等がこれを管理する必要があるが、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができる。

エ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

（6）現場説明会は実施しない。現場説明会に代わる書類として必要なものは、競争参加資格の確認通知日以降に併せて以下により交付するので、入札参加者は交付を受けたうえで入札に参加するものとする。

ア 電子入札方式の場合

電子入札方式により交付する。

イ 紙入札方式の場合

紙入札者に対しては、競争参加資格の確認通知と併せて郵送により交付する。

（7）入札参加者は、別冊近畿農政局入札心得及び別冊契約書（案）を熟読し、近畿農政局入札心得を遵守すること。

（8）当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方と随意契約による締結する予定の有無 無

（9）低入札価格調査を受けた者に係る契約保証金の額は 10 分の 3 以上とする。

低入札価格調査を受けた者との契約に係る前金払いの金額は、請負代金額の 10 分の 2 以内とする。

（10）契約締結後の V E 提案

契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係わる設計図書の変更について、発

注者に提案（以下「V E 提案」という。）することができる。この提案が適正と認められた場合は、設計図書を変更し、必要があると認められた場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細については特別仕様書による。

(11) V E 提案内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で利用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。

(12) 発注者がV E 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においてもV E 提案を行った建設業者の責任が否定されるものではない。

(13) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 3 に同じ。

(14) 一般競争参加資格の確認を受けていない者の参加

5（2）に掲げる一般競争参加資格の確認を受けていない者も、上記 6 により申請書、確認資料及び入札時の技術提案を提出することができるが、競争に参加するためには、落札決定の時までに、当該資格の確認を受け、かつ、競争参加資格の認定を受けていなければならない。

(15) 電子入札について

ア 本工事は、原則として電子入札方式により技術資料の提出・受領に関わる確認及び入札を行うが、手続当初から電子入札方式によりがたい場合には、事前に発注者の承諾を得て紙入札方式に変えることができるものとする。（別記様式 5 によるものとする。）

イ 電子入札方式による手続き開始後に、紙入札方式への途中変更は原則的に行わないものとするが、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札方式に変更するものとする。（別記様式 6 によるものとする。）

ウ 電子入札方式に障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。

電子入札方式に係わる運用については、「農林水産省電子入札運用基準標準例」（電子入札センターホームページ：<https://www.maff-ebic.go.jp/menu.html>）による。

(16) 低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について

開札の結果、低入札価格調査（別紙 A を参照のこと）の対象工事となった場合は、「低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について」（平成 18 年 4 月 25 日付け 18 農振第 177 号 農村振興局整備部長名）に基づき、次のとおり低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策を実施する。

ア 監督体制の強化等

（ア）施工体制の点検

施工体制台帳提出時に施工体制の確保を図るため、主として、一般管理費、現場管理

費の構成項目の内訳費用の詳細について提出を要請する場合がある。

さらに、「施工段階における確認マニュアル（一部改正）」（平成 26 年 3 月 28 日付け事務連絡 農村振興局整備部設計課施工企画調整室長名）等に基づき、重点的な工事監督を実施する。なお、事前通告をしないで点検することがある。

（イ）下請け契約状況の調査

低入札価格調査ヒアリング時に下請契約計画書を提出し、施工体制確認のための追加資料との整合を確認し、その後契約内容の詳細について提出を求める場合がある。なお、事前通告をしないで点検することがある。

（ウ）受注者側技術者の増員について

専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事が低入札価格調査対象工事となった場合、受注者は近畿農政局管内直轄工事において、本入札公告を行った日から過去 2 年以内に完成した工事、あるいは契約時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかの要件に該当するときは、主任（監理）技術者と同等の要件を満たす別の技術者 1 名を専任で現場に配置させることとし、低入札調査資料提出時点で追加する配置予定技術者の資格等確認資料を併せて提出すること。なお、当該資料の提出がなかった場合は、落札決定しない場合がある。

- a 工事成績 70 点未満の評定を通知された者。
- b 発注者から施工中又は施工後において、工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を求められた者。ただし、軽微な手直し等は除く。
- c 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は部局長もしくは監督職員から書面による警告もしくは注意の喚起を受けた者。
- d 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者。

（17）低入札価格調査対象工事に係る対策について

ア 対象工事について、「低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について」（平成 18 年 4 月 25 日 18 農振第 177 号 農村振興局整備部長名）で示す以下の（ア）～（ウ）の段階において、監督職員が文書により受注業者に不備の指摘及び改善を指示した場合、その回数に応じ以下の対策を講ずる。

（ア）施工確認段階

（イ）施工体制点検段階（施工体制確認のための追加資料との整合確認を含む）

（ウ）下請け契約状況調査段階（施工体制確認のための追加資料との整合確認を含む）

イ 上記アに示す文書指示を受けた場合、以降の 1 年間に於いて近畿農政局管内の別の新規工事における総合評価落札方式の評価点等を減点する。

（総合評価落札方式の場合）

1 年間にわたり、当該企業の総合評価方式による加算点を 50% マイナスする。

（公募型指名競争入札等の場合）

1 年間にわたり、当該企業の工事成績に係る評定（最大 3 点）を 3 点 マイナスする。

ウ 上記アに示す文書指示の回数が 2 回に達した場合、対象工事が完成検査に合格し完了するまでの間、近畿農政局管内の別の新規工事における入札参加制限を講ずる。

ただし、対象工事が2箇年以上にまたがる工事については、文書指示が2回累積した日から1年間を限度とし、その後、再度文書による改善指示を行った場合にはその時点で、同様の措置を改めて講ずる。

エ 対象工事の工事成績が65点未満の場合、評定通知日から1年間、上記イと同様の措置を講ずる。

(18) 低入札工事に対して、下請け業者との契約状況、下請け代金の支払い状況等改善が必要と認められる場合には、必要に応じ関係機関へ通報するとともに、関係機関と連携して対策を講ずることがある。

(19) 当該手続き等についての問い合わせ先

ア 当該手続き等についての問い合わせ先

上記3に同じ

イ 電子入札システムについての問い合わせ先

農林水産省 電子入札ヘルプデスク

TEL:048-254-6031 (代表) FAX:048-254-6041

質問のメールを送信する際には、会社名(機関名)、部署名、役職、氏名、連絡先を記入すること。Email: help@maff-ebic.go.jp

(20) 営業所の専任技術者と工事の配置予定技術者の重複確認について

落札者となった者は、落札決定後、契約締結までに配置予定技術者が営業所の専任技術者と重複していないことが確認できる以下の資料として、建設業法施行規則第3条に定める専任技術者証明書(写)(様式第八号(1)、又は、様式第八号(2)(建設業の許可の更新後に専任技術者の変更があった場合は、該当する者が記載された様式第八号(1)を含む。))を提出すること。

(21) 工事の施工効率向上対策について

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項を十分に理解のうえ、対応するものとする。

ア 工事円滑化会議(工事契約後)

工事契約後に、受発注者間で、設計の考え方等を共有することにより、円滑な工事着手を図る。

イ 工事円滑化会議(工事着手後)

工事着手時および新工種発生時等において、受発注者が現場条件、施工計画、工事工程等について確認し、円滑な工事の実施を図る。

ウ 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、受注者と発注者が高いレベルで確認する。

エ 対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて受注者と発注者が対応方針の協議・確認を行う。

(22) 下請契約からの社会保険等未加入建設業者の排除等

- ア 受注者は、下請契約を締結する工事において、原則として、社会保険等未加入建設業者を下請負人としない。
- イ 受注者と直接下請契約を締結する下請負人が社会保険等未加入建設業者であることが判明し、特別の事情があると認められなかった場合又は特別の事情があると認められたにもかかわらず、受注者が期間内に確認書類を提出しなかった場合には、受注者に対して次の措置を講ずるものとする。
 - (ア) 近畿農政局工事請負契約指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を行う。
 - (イ) 近畿農政局工事成績等評定実施要領に基づく工事成績評定等の減点を行う。
 - (ウ) 受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の 10 分の 1 に相当する額を発注者に支払わなければならない。
- ウ イに掲げる下請負人以外の下請負人が社会保険等未加入建設業者であることが判明し、特別の事情があると認められなかった場合、かつ、受注者が期間内に確認書類を提出しなかった場合には、受注者に対して次の措置を講ずるものとする。
 - (ア) 近畿農政局工事請負契約指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を行う。
 - (イ) 近畿農政局工事成績等評定実施要領に基づく工事成績評定等の減点を行う。
 - (ウ) 当該社会保険等未加入業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の 10 分の 5 に相当する額を発注者に支払わなければならない。

(23) 被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

(24) その他の事項

「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

お知らせ

- 1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当省のホームページをご覧ください。

(https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf)

- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針 2020 について（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。
- 3 本工事の施工にあたっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」及び近畿農政局農村振興部制定「近畿農政局土木工事共通事項書」に基づき実施するものとします。

「近畿農政局土木工事共通事項書」は、近畿農政局ホームページに掲載しておりますので、以下の URL から入手して頂きますようお願いいたします。

近畿農政局土木工事共通事項書 掲載 URL

https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html

別表 1 本入札手続きに係る期間等

①	申請書及び確認資料の提出期限	令和 7 年 3 月 24 日（月）から令和 7 年 4 月 1 日（火）まで（行政機関の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで。
②	入札説明書に対する質問の受領期間	令和 7 年 3 月 24 日（月）から令和 7 年 4 月 1 日（火）まで。 持参する場合は、上記期間の行政機関の休日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで。
③	競争参加資格の確認結果の通知日	令和 7 年 4 月 7 日（月）まで
④	電子入札方式による入札の締め切り	令和 7 年 4 月 18 日（金）午後 5 時
⑤	入札（開札）日時 紙入札による入札の締め切り	令和 7 年 4 月 21 日（月）午前 10 時 00 分
⑤	施工体制確認のためのヒアリング等の連絡日	令和 7 年 4 月 21 日（月）午後 5 時まで
⑥	施工体制確認のための追加資料提出の期限日	令和 7 年 4 月 24 日（木）午後 5 時まで
⑦	施工体制確認のための追加資料の提出を行わない旨の書面提出期限日	令和 7 年 4 月 23 日（水）午後 1 時まで
⑧	施工体制確認票の提出期限日	令和 7 年 4 月 23 日（水）午後 1 時まで

※「行政機関の休日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 条）第 1 項に規定する行政機関の休日をいう。

[別 紙 A]

予算決算及び会計令第 86 条の調査について

1 調査基準価格以下の者に対する調査

入札参加者のうち、その申込みに係る価格が調査基準価格（別紙Bを参照のこと）に満たない者に対しては、調査のための追加資料（様式－1～12）の提出を求める。

なお、入札参加者の申込みに係る価格が「2 特別重点調査」の（1）に該当する場合は、コスト縮減金額によらず調査を特に重点的に行う。

2 特別重点調査

- （1）本調査は、調査基準価格に満たない価格で入札を行った者のうち、その者の申込みに係る価格の積算内訳である次の表上欄に掲げる各費用の額のいずれかが、予定価格の積算内訳である同表上欄に掲げる各費用の額に同表下欄に掲げる率を乗じて得た金額に満たない者に対して行う。

費目	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費
率	90%	80%	80%	30%

- （2）この場合には、上記1において提出を求める追加資料（様式－1～12）に変えて、特別重点調査のための追加資料（重点調査様式1～様式16）及び添付資料の提出を求める。
- （3）入札参加者が発注者の単価に比して相当程度低い単価を採用していると認めるときは、契約の内容に適合した履行がされないと認められるかどうかを判断するため、必要に応じ、当該入札参加者に対して、その他の説明資料の提出を求めることができるものとする。
- なお、当該入札参加者は、前記資料のほか、契約の内容に適合した履行が可能であることを立証するために必要と認める任意の書類を併せて提出できる。
- （4）上記（2）の重点調査追加資料等の受領後、速やかに入札参加者の責任者（支店長、営業所長等をいう。）からヒアリングを行い、入札参加者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認する。なお、ヒアリングの日時及び場所は対象となる者に追って通知する。
- （5）重点調査追加資料等については、提出期限後の差し替え及び再提出は認めない。ただし、重点調査追加資料等及び事情聴取の内容により、分任支出負担行為担当官が必要と認め、入札参加者に対し、記載要領に従った記載を行うべきこと、必要な添付資料を提出すべきことなどの教示を行ったときは、この限りでない。なお、教示を踏まえた重点調査追加資料等の再提出は、原則として1回に限る。
- （6）入札参加者が虚偽の資料提出もしくは説明を行ったことが明らかとなった場合又は（8）に記載する重点的な監督の結果内容と入札時の特別重点調査の内容とが著しく乖離した場合（合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。）、分任支出負担行為担当官は、次に掲げる措

置を講じるものとする

ア 当該工事の成績評定に厳格に反映する。

イ 過去5年以内に上記アの措置を受けたことがあるなど、悪質性が高い者に対しては、指名停止等措置要領の別表第2により指名停止を行う。

(7) 重点調査追加資料様式14（誓約書）を提出し、施工に要する費用の額を下回る金額で受注した者があるときは、その者に関する情報その他特別重点調査で提出のあった資料を建設業許可部局に対し通報するとともに、その者に関する情報、見積りによる施工費用の額等を近畿農政局ホームページにおいて公表する。なお、特別重点調査の結果を公表する場合がある。

(8) 特別重点調査を経て契約を行った工事については、本調査で提出させた資料等及び調査記録を監督職員に引き継ぐとともに、以下の措置を講じる。

ア 「工事現場等における施工体制の点検要領の制定について」（平成13年4月27日付け13経第180号大臣官房経理課長通知）の5（4）により行う施工体制台帳の点検の前段として、施工体制台帳提出時にその施工体制台帳の内容のヒアリングを必ず行うこととし、さらに施工体制台帳の記載内容が特別重点調査の内容と異なる場合は、その理由等について確認する。

イ 土木工事等共通仕様書等に基づき提出させる施工計画書の内容のヒアリングを必ず行うこととし、さらに施工計画書の記載内容が特別重点調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認する。

(9) 特別重点調査は、最低の価格をもって入札した者のほか、(1)の基準に該当する複数の者について並行して行うことがある。この場合、調査の対象者はこれに協力しなければならない。

(10) 上記(2)の追加資料を提出期限までに提出しない場合又は(4)のヒアリングに応じない場合など特別重点調査に協力しない場合は、入札に関する条件に違反するものとして入札を無効とする。

(11) 特別重点調査において、その見積もった施工費用の額を下回る価格で受注する意思を示した入札者がある場合は、公正取引委員会にその意思を示した入札者に関する情報、その見積もった施工費用の額、様式14による誓約書など関係情報の通報を行う。

3 調査基準価格以上の者に対する調査

上記1及び2以外の入札参加者についても、ヒアリングのための追加資料の提出を求めることがある。

4 追加資料様式

様式－1	当該価格で入札した理由
様式－2	入札金額の積算内訳
様式－3	手持ち工事の状況
様式－4	配置予定技術者名簿
様式－5	契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連

様式－6	手持ち資材の状況
様式－7	資材購入先一覧表
様式－8	手持ち機械の状況
様式－9	労務者の確保計画
様式－10	工種別労務者配置計画
様式－11	経営内容
様式－12	建設副産物の搬出地

5 重点調査様式

様式1	当該価格で入札した理由
様式2－1	積算内訳書（兼）コスト縮減額算定調書①
様式2－2	内訳書に対する明細書（兼）コスト縮減額算定調書②
様式2－3	一般管理費等の内訳書
様式3	下請予定業者等一覧表
様式4	配置予定技術者名簿
様式5－1	手持ち工事の状況（対象工事現場付近）
様式5－2	手持ち工事の状況（対象工事関連）
様式6	契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係
様式7－1	手持ち資材の状況
様式7－2	資材購入予定先一覧
様式8－1	手持ち機械の状況
様式8－2	機械リース元一覧
様式9－1	労務者の確保計画
様式9－2	工種別労務者配置計画
様式10	建設副産物の搬出地
様式11	建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書
様式12－1	品質確保体制（品質管理のための人員体制）
様式12－2	品質確保体制（品質管理計画書）
様式12－3	品質確保体制（出来形管理計画書）
様式13－1	安全衛生管理体制（安全衛生教育等）
様式13－2	安全衛生管理体制（点検計画）
様式13－3	安全衛生管理体制（仮設設置計画）
様式13－4	安全衛生管理体制（交通誘導員配置計画）
様式14	誓約書
様式15	施工体制台帳
様式16	過去に施工した同種の公共工事名及び発注者

6 その他

上記4及び5の調査様式については、近畿農政局ホームページの「予算決算及び会計令第86

条の調査のための追加資料様式（入札価格が調査基準価格未満の者）」、「特別重点調査のための追加資料様式（特別重点調査に該当する者）」（[http:// www.maff. go. jp/kinki/soumu/kaikei/order/index. html](http://www.maff.go.jp/kinki/soumu/kaikei/order/index.html)）に掲示している。

[別 紙 B]

施工体制確認のための追加資料等について

1 調査基準価格

調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次の(1)～(4)に掲げる額に、100分の110を乗じて得た額の合計額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 ヒアリングのための追加資料

入札参加者の申込みに係る価格が上記1の調査基準価格に満たないときは、様式1～様式11までのすべての提出を求めるものとする。

なお、調査基準価格以上であっても、応札額の内訳が予定価格の内訳の一定割合以下の場合には、必要に応じて追加資料の提出を求め、施工体制を確認する場合がある。

また、VE提案等の内容に基づく施工を行うことによりコスト縮減の達成が可能となる場合については、様式11によりコスト縮減額の算定根拠を提出するものとし、これらの提出がない場合には、当該コスト縮減に関する評価を行わない。

[追加資料様式]

様式1	施工体制台帳
様式2	資材購入予定先一覧
様式3	機械リース元一覧
様式4-1	労務者の確保計画
様式4-2	工種別労務者配置計画
様式5	契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係
様式6	配置予定技術者名簿
様式7-1	品質確保体制（品質管理のための人員体制）
様式7-2	品質確保体制（品質管理計画書）
様式7-3	品質確保体制（出来形管理計画書）
様式8-1	安全衛生管理体制（安全衛生教育等）
様式8-2	安全衛生管理体制（点検計画）
様式9	建設副産物の搬出地

様式 1 0	下請予定業者等一覧表
様式 1 1	V E 提案等によるコスト縮減額調書

施工体制確認のための追加資料様式（様式 1 ～ 1 1）は、近畿農政局ホームページの「施工体制確認のための追加資料様式（入札価格が調査基準価格未満の者）」（[http:// www.maff.go.jp/kinki/soumu/kaikei/order/index.html](http://www.maff.go.jp/kinki/soumu/kaikei/order/index.html)）に掲示している。

3 審査方法の概要

施工体制に関する審査は、価格以外の要素が提示された入札書（施工計画等）、本文 8 の施工体制確認のためのヒアリング、上記 2 の追加資料及び工事費内訳書等をもとに、次の各項目について行う。なお、追加資料の提出を求められた者が上記 2 の追加資料様式 1 ～様式 1 1 まで提出しない場合及びヒアリングに応じない場合には、入札に関する条件に違反したものとしてその者の入札を無効とすることがあることに留意すること。

（1）入札説明書等に記載された要求要件を実現できること

入札価格の範囲内において入札説明書等に記載された要求要件が実現できるかを審査する。審査の結果、要求要件が実現できないと認めるときは、技術提案を採用せず、標準点、施工体制評価点及び加算点は与えないものとする。

（2）品質確保の実効性

入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が上記 1 の調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、品質確保の実効性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

また、調査基準価格以上であっても、応札額の内訳が予定価格の内訳の一定割合以下で、必要に応じて追加資料を求めた場合は、下記の審査項目に関する体制が構築されると認められる場合に限り、その程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制評価点を加点する。

入札参加者の申込みに係る価格が上記 1 の調査基準価格を満たさないときは、工事品質確保について契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあることから、下記の項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制評価点を加算方式で付与する。特に、品質確保のための体制その他の体制が著しく確保されないおそれがある価格（予定価格の算定の前提とした各費用項目の金額に、直接工事費については 90%、共通仮設費については 80%、現場管理費については 80%、一般管理費等については 30%をそれぞれ乗じて得た金額の合計に 100 分の 110 を乗じて得た金額をいう。）に満たない価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、審査項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り加点する。

【審査項目】

ア 建設副産物の受け入れの対応を確実に行うことが可能と認められるか（様式 9）

イ 安全確保の体制が構築されると認められるか (様式 8-1~8-2)

ウ その他工事の品質確保のための体制が構築されると認められるか (様式 7-1~7-3)

(3) 施工体制確保の確実性

入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が上記 1 の調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

また、調査基準価格以上であっても、応札額の内訳が予定価格の内訳の一定割合以下で、必要に応じて追加資料を求めた場合は、下記の審査項目に関する体制が構築されると認められる場合に限り、その程度に応じて施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を加点する。

入札参加者の申込みに係る価格が上記 1 の調査基準価格を満たさないときは、施工体制確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、審査項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を加算方式で付与する。特に、品質確保のための体制その他の体制が著しく確保されないおそれがある価格に満たない価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、下記の項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り加点する。

【審査項目】

ア 下請会社、担当工種等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。(様式 1、10)

イ 提出された施工計画を実施するための資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。(様式 2~5)

ウ 配置予定技術者が必要な資格を有しており、その配置が確実に認められるか。(様式 6)

[別 紙 C]

企業の地域貢献活動について

1 対象とする地域貢献活動

対象とする具体的活動内容は、総合評価（標準 B 型及び簡易型）の評価基準に示している下記の活動で企業が開催、共催、または協賛等で参画したものとする。

管内における農地・農業用水等の資源保全活動、造成施設の保全管理活動、農村環境保全活動、住民参加型直営施工活動、荒廃農地解消活動、農村地域防災活動等に対して企業としての継続的な支援実績

（１）農地・農業用水等の資源保全活動

地域で行われる水路の泥上げや草刈り、ため池の清掃、農道の道普請などの共同活動に企業が社員を参加させるなど、農地農業用水等の資源の適切な保全管理に寄与する活動。

（２）造成施設の保全管理活動

水路やため池などの農業水利施設を施工した企業が、供用中の施設について大雨や地震後に土地改良区等の施設管理者と見回りを行い、構造物の目地詰め、遮水シートの補修、倒木の緊急処理等の適切な処理を行うなど、造成施設の健全な保全管理に寄与する活動。

（３）農村環境保全活動

- ア 生態系に配慮した施設の設計・施工を行った企業が、施設造成後にその効果が発揮されているかどうかモニタリング、フォローアップを行う等、農村環境の保全に寄与する活動。
- イ 地域が行う水路法面へのグランドカバープランツ等の植栽活動等に企業が社員を参加させ、農村景観の形成・保全に寄与する活動。

（４）住民参加型直営施工への支援活動

住民参加型直営施工により、管理用道路の安全施設や簡易な舗装、石積水路の施工などを行う場合に、施工方法や事故防止等について技術指導を行ったり、必要に応じ資機材の提供を行うなど、直営施工を支援する活動。

（５）荒廃農地解消活動

市町村が策定する荒廃農地解消計画に位置付けられた荒廃農地を解消するための活動に企業が社員を参加させる。または、資機材の提供を行うもの。

（６）農村地域防災活動

- ア 溢水の恐れのある水路の天端に土嚢を積んだり、災害被害の発生に備え排水ポンプを準備・設置する等、農村地域の防災活動に企業として寄与する活動。
- イ 企業の社員が「農村災害復旧専門技術者」^{（注）}として、施設の防災点検や災害発生時の応急対策の指導、及び地方自治体が行う災害復旧業務への技術的支援を行うなど、地域の防

災・災害復旧にかかる応援活動。

ウ 渇水時に、揚水ポンプを土地改良区と調整しながら必要な箇所に提供・設置するなど、地域の干ばつ被害の軽減に寄与する活動。

(注) 自治体の行う災害復旧を支援するため、専門資格制度として平成 18 年度から資格認定が開始されたもの。(事務局は全土連)

(7) その他農村地域の振興に寄与する活動

上記(1)～(6)の活動のほか、農業の有する食料を安定的に供給する機能及び多面的機能を十全に発揮させ、農村地域の振興に資するため、自治体やNPO等の団体が行う活動に対して、当該企業が相当程度貢献したと認められる場合。

管内における地域農産物消費拡大等の活動に対して企業としての支援実績

(8) 会社の自発的取組であって、かつ第三者との連携した活動実績

自社の自発的な活動であって、かつ管内の地域活動団体等との連携により、管内における地域農産物消費の拡大等に寄与する活動。

(9) 会社の自発的な活動実績

自社の自発的な活動として取組む、管内における地域農産物消費拡大等に寄与する活動。

※具体的な事例については、別添「地域貢献活動(地域農産物消費拡大等の活動)の一例」を参照。

災害協定の締結・災害活動、家畜防疫活動実績

(10) 土地改良施設等(農地、農業用施設、農村振興局所管の農地保全に係る海岸及び地すべり防止施設)を対象とした国、地方公共団体、特殊法人、土地改良区等と災害協定が締結されたものを評価の対象とする。なお、所属する建設協会等が協定を締結する場合を含む。

※対象とする施設が土地改良施設等であることが提出資料により明らかでないものは評価の対象としない。

(11) 災害活動又は家畜防疫活動(以下「災害活動等」という。)の実績(災害協定又は防疫協定の締結の有無を問わない。土地改良施設等以外も対象。実績時に災害協定がある場合は災害協定の写しを添付のこと。)

ア 災害活動の実績を評価の対象とする。

① 災害活動の実績とは、災害時又は家畜伝染病まん延時に、国、地方公共団体、特殊法人、土地改良区等より、緊急的に出動指示を受け、実施した活動をいう。

※上記を証明する資料として、指示書、依頼書等を提出するものとする。口頭での指示の場合にあっては、後日の指示書等があり、それをもって証明できれば可とする。

② 災害活動等にかかる訓練や演習は、災害活動の実績として、評価の対象としない。

イ 国及び地方公共団体の除雪作業(通常時を含む)の活動実績を評価の対象とする。

- ① 除雪作業の実績は、国及び地方公共団体からの指示等による道路の除雪作業の実績を評価の対象とする。
- ② 道路の除雪とは、一般交通用に供される道路（一般国道、県道、市町村道及び農道）の除雪とする。
- ③ 通常時とは、災害発生時でない通常の積雪時の除雪作業（凍結防止剤、融雪剤等の散布は除く）のことをいう。

2 企業活動の認定方法

（１）企業の貢献内容の証明

企業の地域貢献活動を認定するためには、地域貢献活動に対して、企業としての具体的な関わりの証明が必要である。

このため、次のような企業としての支援内容を確認できる書類若しくは写真又は企業の公式 HP 若しくは公式 SNS による発信状況の提出を求めることとする。

なお、社員の活動への参加実績については、主催者の参加証等により確認することとする。

（社員の参加に対する支援の例）

- ① 職務専念義務を免除したり、会社の業務として参加することを推奨するなどにより広く社員が参加できる条件を整えた。
- ② 社員が活動に参加するのに会社の車の使用を許可したり、旅費を支給するなど、物的・経済的な支援を行った。

（活動に対する企業自らの支援の例）

- ① 活動に必要な資材、重機、オペレーター等を提供した。
- ② 活動に対し、労務提供、活動経費負担などの支援を行った。

（２）認定に当たっての留意事項

ア 上記１（１）～（７）については、過去３年間に於ける年１回以上の地域貢献活動を連続した２カ年以上にわたり継続的（管内であれば同一地域に限らない）に実施した実績を対象とする。

イ 上記１（８）～（９）については、前年度に地域農産物消費拡大等の活動を実施した実績を対象とする。

ウ 上記１（１１）については、過去３年間に於いて１回以上の災害活動等を実施した実績を対象とする。

エ 上記アにおいて、緊急事態宣言が発動された年において、活動に支障が生じた場合に於ては、継続的な活動実績の対象から除くことができるものとし、「過去３年間に於ける年１回以上の地域貢献活動を連続した２カ年以上にわたり継続的（管内であれば同一地域に限らない）に実施した実績」を「緊急事態宣言が発動された年を除く過去３年間に於ける継続的（管内であれば同一地域に限らない）な活動実績」と読み替えることができるものとする。

オ 国営事業（務）所の工事受注者等で構成される「安全対策協議会（仮称）」で実施され

た地域貢献活動は評価の対象としない。

カ 個人が単独で参加した活動実績については、企業活動として認めない。

キ 次のような場合で、企業の活動が高く評価されているとみなされる場合は、認定証明として認める。

① 地方自治体や NPO 等の団体から、企業に対し表彰状、感謝状等が授与されている。

② 2 の（1）の対象となる地域貢献活動への参加をはじめ、農村地域の振興を趣旨とする活動を行っている NPO 等の団体から企業に対し表彰状等が授与されている。

ク 上記 1（10）については、競争参加資格申請書締切時点において、締結を行っているものを認める。また、当該機関との協定の写し等、協定の内容が確認できる資料を求める。所属する建設協会等が協定を締結する場合にあっては、協会の会員名簿等、建設協会の会員であることが確認できる資料を求める。

ケ 上記 1（1）から（9）は、無償のものを評価の対象とし、上記 1（10）及び（11）については、有償・無償問わず評価の対象とする。

地域貢献活動（農業農村整備事業関連の継続的な支援活動）のイメージ

ア. 〈農地・農業用水等の資源保全活動〉



草刈り



水路の泥上げ



道普請

イ. 〈造成施設の保安全管理活動〉



ため池の点検

ウ. 〈農村環境保全活動〉



水路沿いに花の植付

エ. 〈住民参加型直営施工〉



道路を住民がコンクリート舗装

オ. 〈耕作放棄地解消〉



刈払い・草刈り

カ. 〈農村地域防災活動〉



農村災害復旧専門技術者による技術的な支援

地域貢献活動（地域農産物消費拡大等の活動）の一例

評価の有無	分類	取組例
評価対象	会社の自発的な取組であって、かつ第三者との連携による活動	農繁期（収穫、摘果など労力を要する作業）におけるボランティア支援活動
		販売促進会へのボランティア支援
		地域特産品のPR活動（ポスター掲示）
		食に関する出前授業
		イベントでの地域農産物（加工品含む）の販売活動
		鳥獣被害防止のための防護柵、罟の設置
		ドローンによる生育状況の確認支援
		地域特産品開発への参画
		地域産の災害用備蓄食料の確保
		自社農地で農業
	会社の自発的な活動	社員食堂における地域産品メニューの推進
		地域農産物消費における国民運動への賛同意思を名刺に表記
評価対象外	一部の社員による活動	近隣の道の駅で地域農産物（加工品含む）の購入
		一部の会社員が近隣施設でうどん打ち体験
		一部の会社員が近隣の農業法人で農業収穫体験